

マンガでよく分かる

～憲法のおはなし～ 自衛隊明記ってなあに？



もくじ

- 一話 どのように憲法は生まれたの？
..... 1
- 二話 自衛隊はどのように誕生し
どんなことをしてきたの？
..... 9
- 三話 憲法では自衛隊をどう認めているの？
..... 19
- 四話 憲法に自衛隊をどう明記するの？
..... 25

登場人物



お父さん

けんじ
賢治



お母さん

ひより
日和



娘

みさ
美沙



おじいちゃん

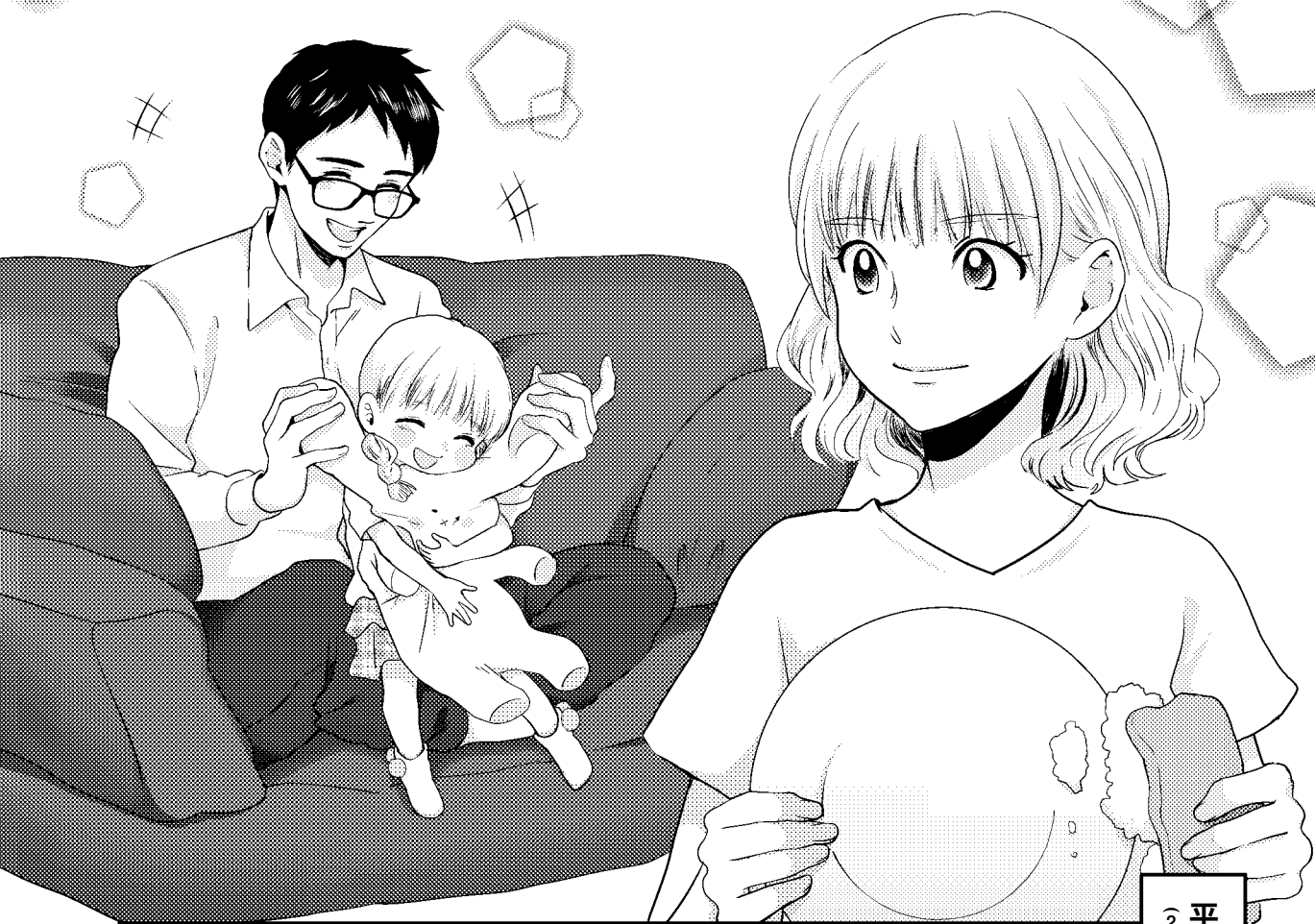
とめじろう
留治郎



おばあちゃん

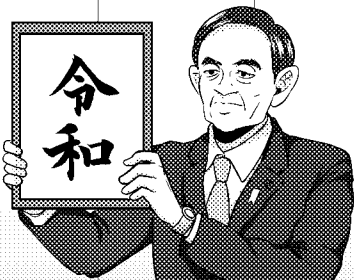
ふみこ
文子

どのように憲法は生まれたの？

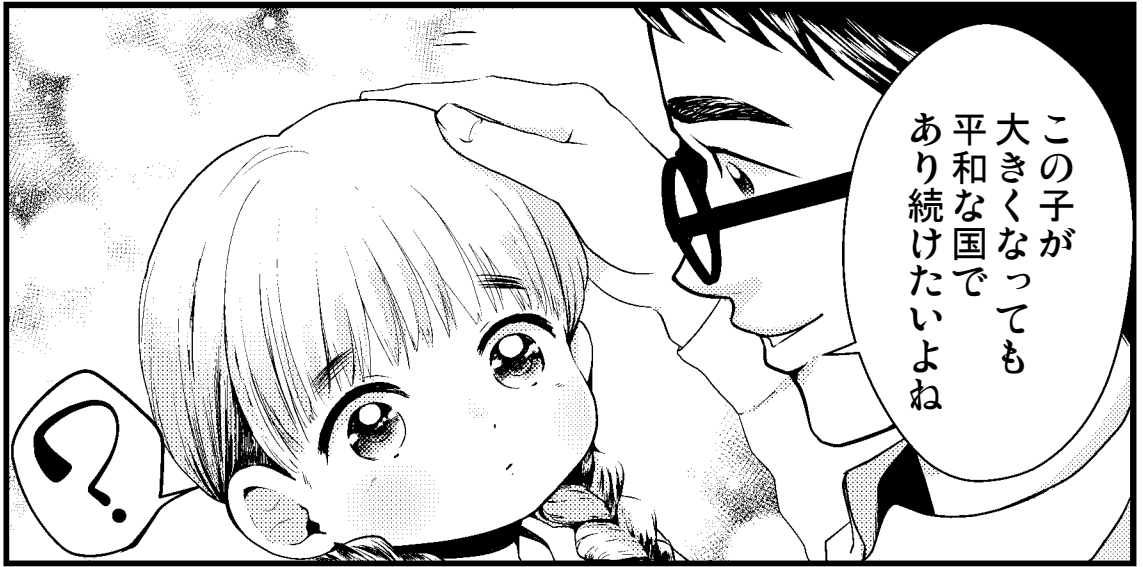
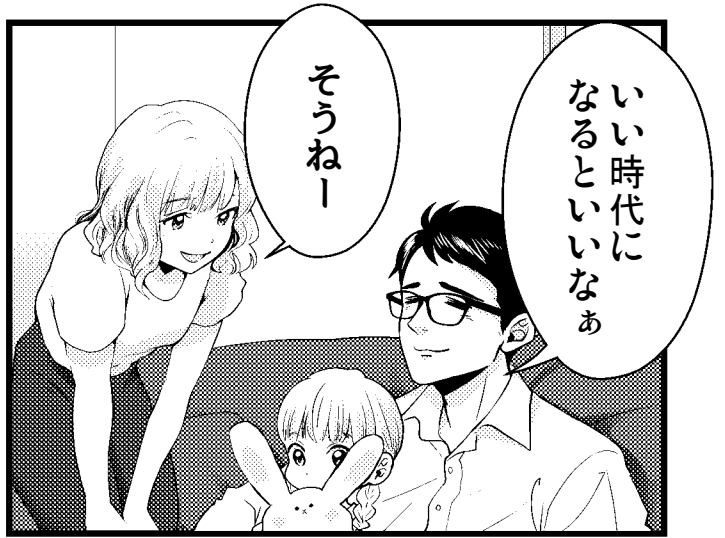


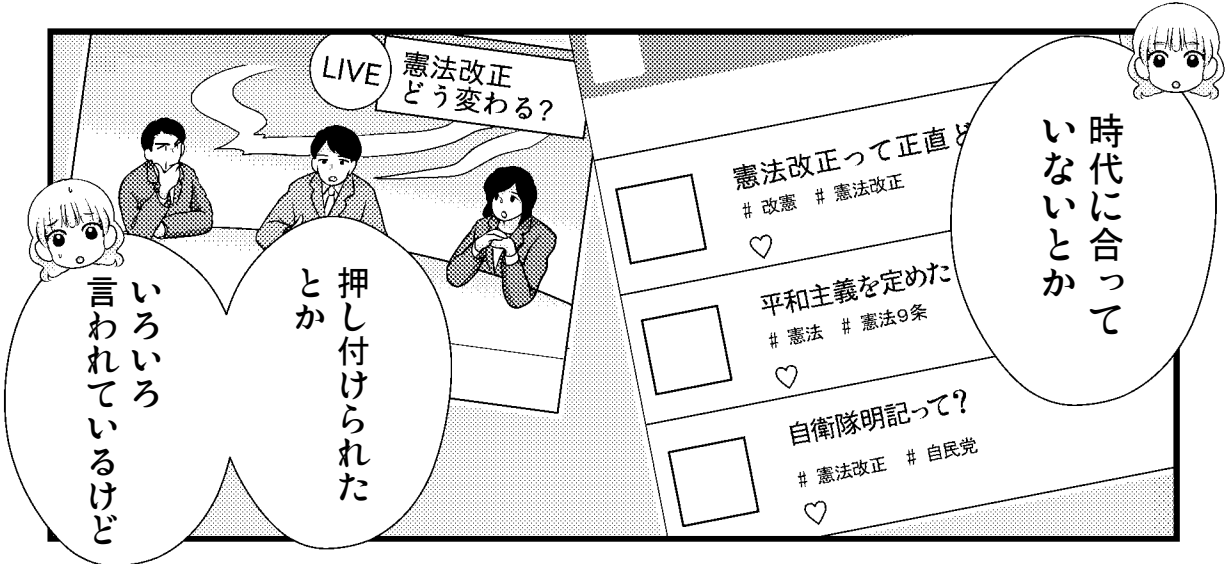
平成31年4月1日
(2019)

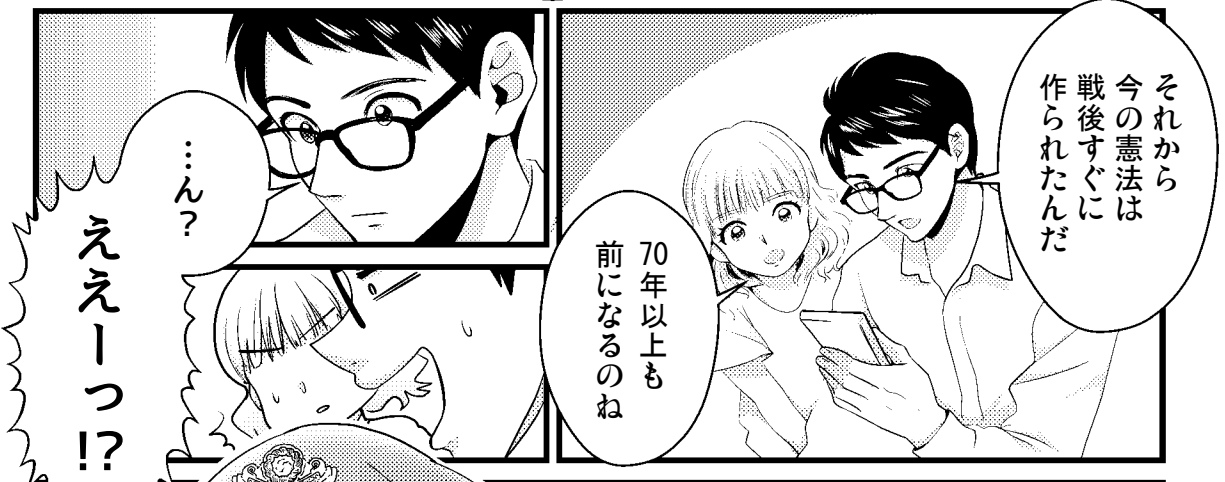
新しい元号は
「令和」であります

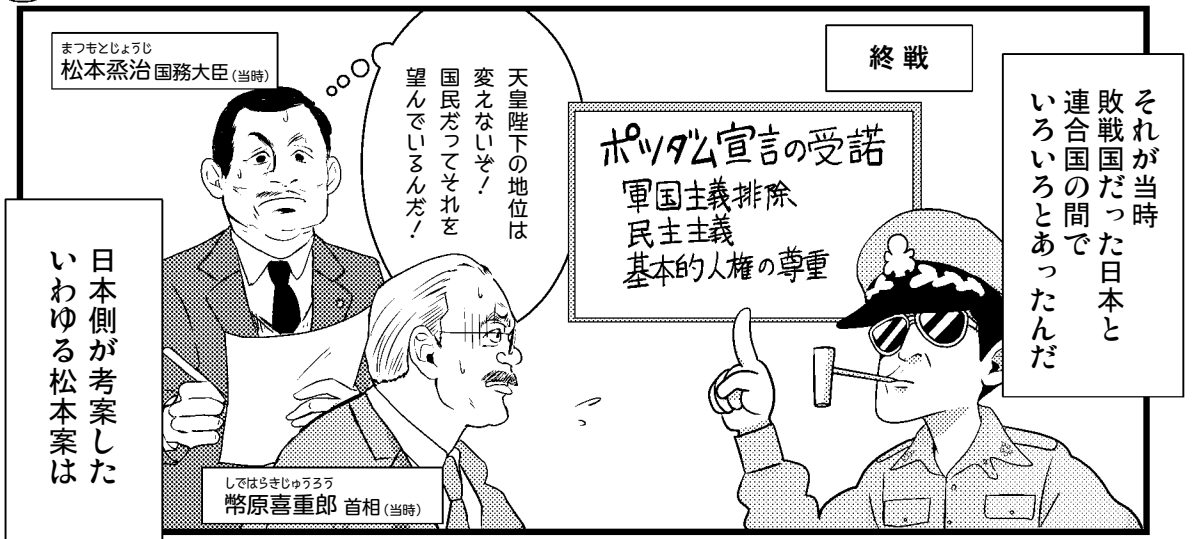


平成から令和に
新しい時代がいよいよ
始まるね









昭和21年2月3日

マッカーサー三原則

- 天皇制の維持
- 戦争放棄
- 封建制度の廃止

結局、GHQが作った
草案をもとに
日本の憲法は作られた

こういうの
入れてください

今後日本が
国際社会の脅威に
ならないように
無力化せねば

ポッ
松本案

もっと平和的で
民主的な憲法を
作ってあげましょう

明治憲法からほとんど
変わらないという理由で
マッカーサーに
拒否されて

え…!? 我々が
日本の憲法の草案を
8日間で作るんですか？

昭和22年5月3日
(1947)
日本国憲法施行

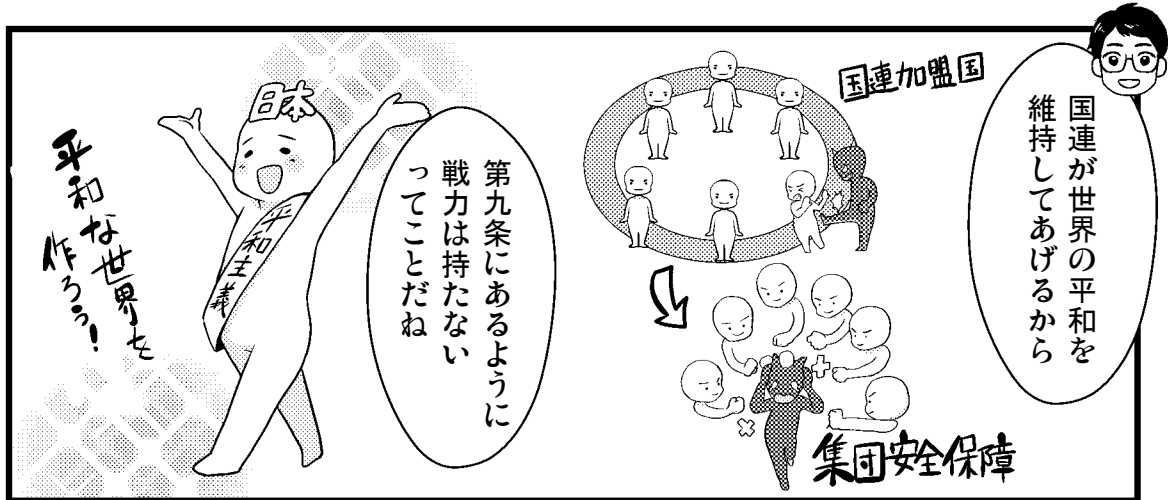
同年11月3日
日本国憲法公布

昭和21年6月20日
(1946)
帝国憲法改正案を
帝国議会に提出

どういふこと？

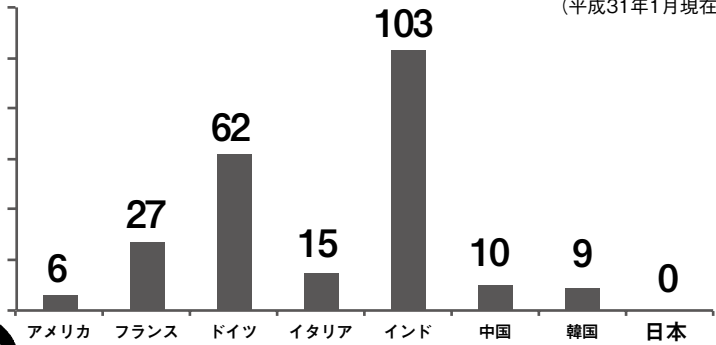
理想のもとにね

国連の集団安全保障により
世界の平和を維持するという



主要国における、第二次世界大戦後の憲法改正の回数

(平成31年1月現在)



参照:『諸外国における戦後の憲法改正(第6版)』(2019.02.19 国立国会図書館)など

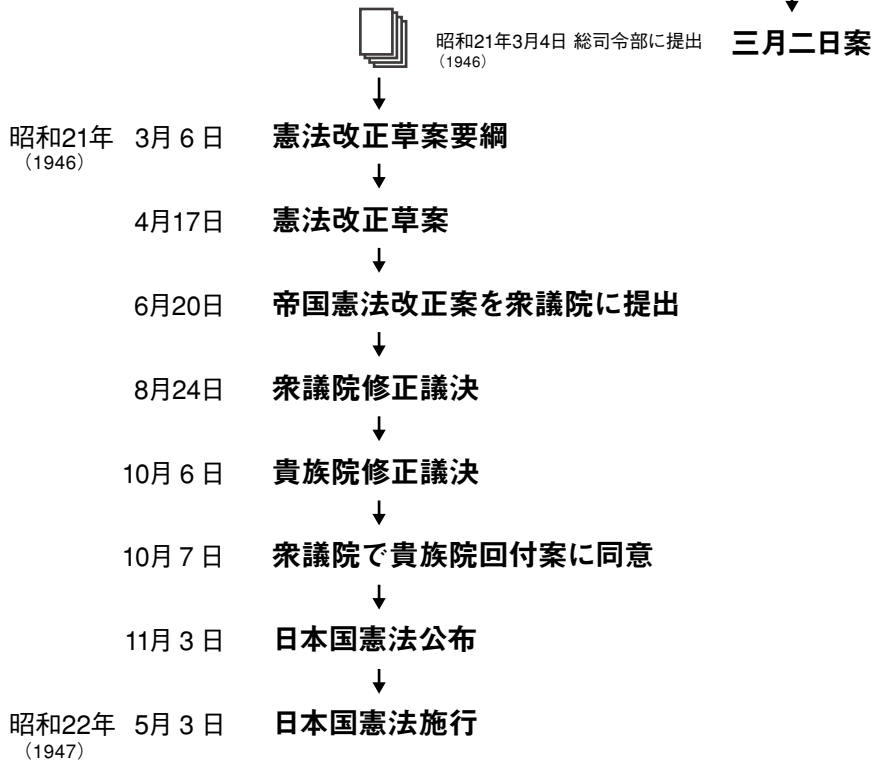
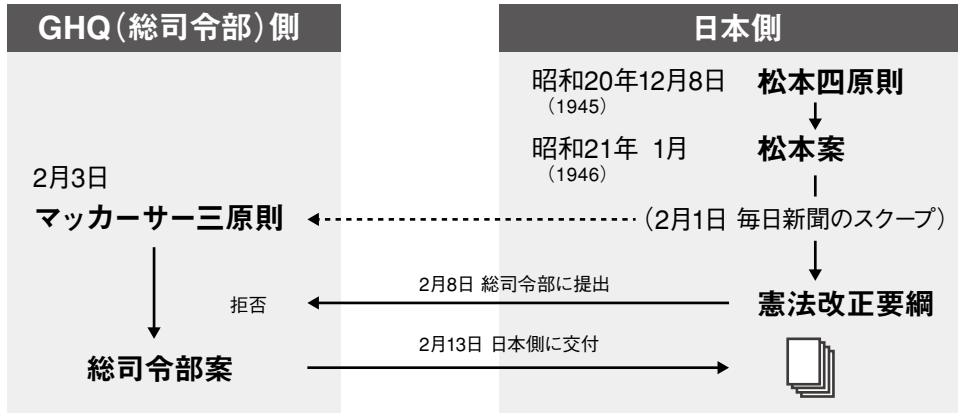
他の主要国はその時代や暮らしに合わせて憲法を変えているよ

他の国は憲法を変えているの？

時代にに応じてそぐわないところを変えていくのは国として当たり前だよ

日本国憲法の制定過程

昭和20年 8月14日 ポツダム宣言受諾
 (1945)
 8月15日 ポツダム宣言受諾の玉音放送
 9月 2日 降伏文書に調印



参照：衆憲資第90号「日本国憲法の制定過程」に関する資料

自衛隊はどのように誕生し どんなことをしてきたの？

そっか、そうやって
憲法は作られたのね…

…ん？

国連が守ってくれる
はずの日本に

日本を守る自衛隊が
できたのはどうして？

えーつと…

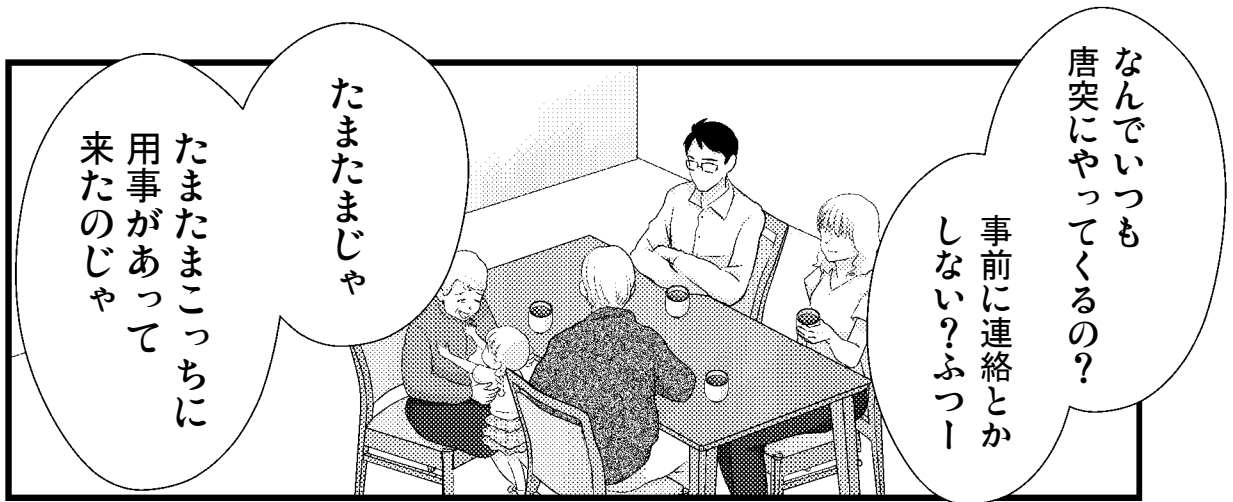
ガキヤ…

それはじやなあ！

父さん!?

母さんも!?

ばーん

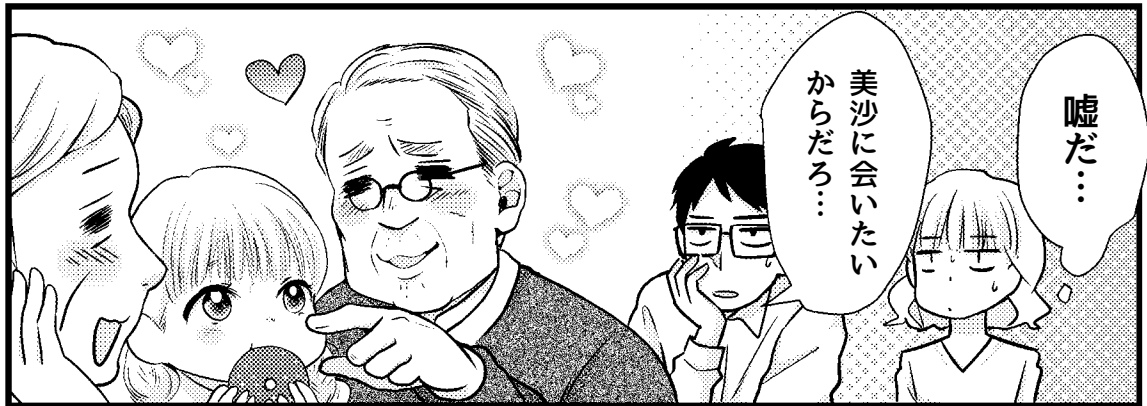


なんでいつも
唐突にやってくるの？

事前に連絡とか
しない？ふっー

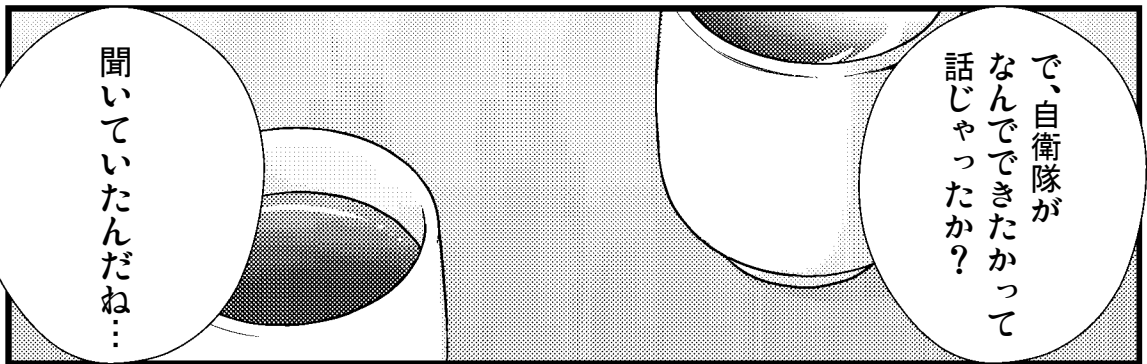
たまたまじゃ

たまたまこっちに
用事があった
来たのじゃ



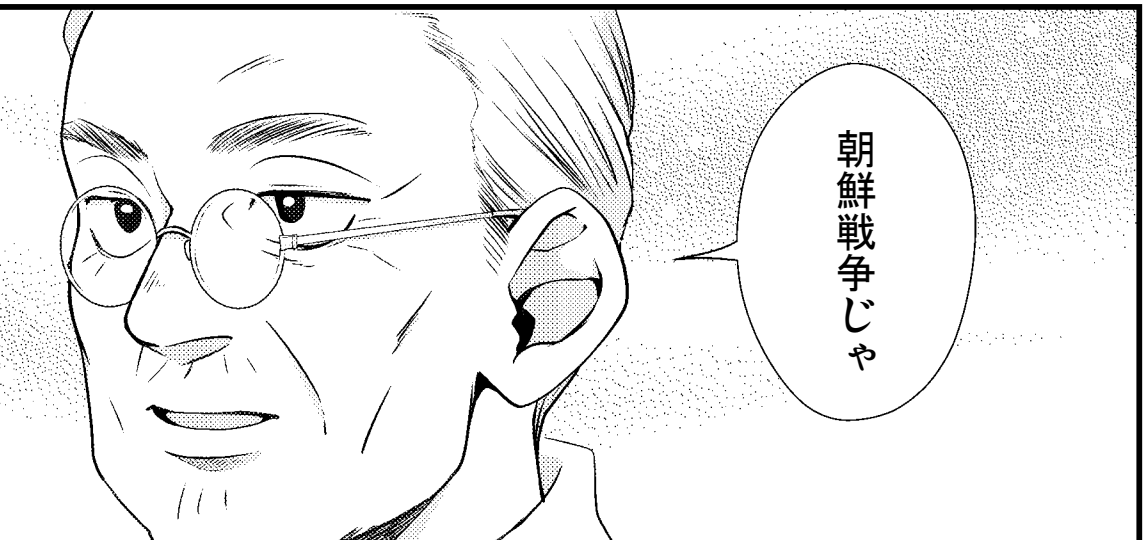
嘘だ…

美沙に会いたい
からだろ…



で、自衛隊が
なんでできたかって
話じゃったか？

聞いていたんだね…



朝鮮戦争じゃ

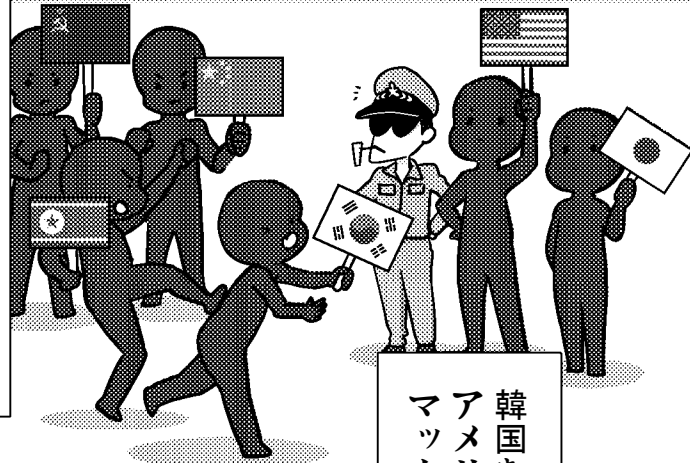
守ってくれるはずの
国連が機能しなくなって
しまったんじゃない

アメリカとソ連の
冷戦が激化して
憲法施行から3年後

昭和25年6月25日
(1950)
朝鮮戦争が起きたんじゃない



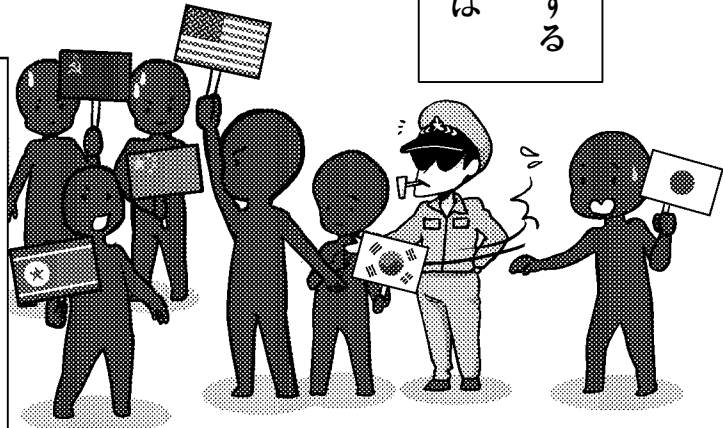
ソ連と中国を
味方につけた北朝鮮軍が
韓国に侵攻してきて



韓国を後押しする
アメリカの
マッカーサーは

もともとの考えであった
国連の集団安全保障は
機能しなくなっていった

当時、日本に駐留していた
米軍を韓国に送り込んだ

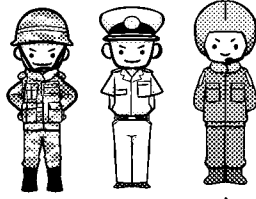


誰も守って
くれなくなった
日本はどうなるの？

警察予備隊



保安隊



陸・海・空
自衛隊

だから今度は
GHQの指令で
日本は警察予備隊を
創設したんじゃ

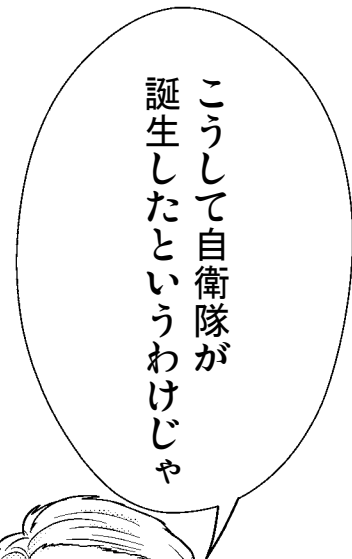


それが
保安隊になり

のちに防衛庁を設置して
陸・海・空自衛隊を発足させた



こうして自衛隊が
誕生したというわけじゃ



昭和22年 5月3日 (1947) ● 日本国憲法施行

昭和25年 6月25日 (1950) ● 朝鮮戦争勃発

7月8日 ● マッカーサー、
警察予備隊75,000人創設
を指令

8月10日 ● 警察予備隊を創設

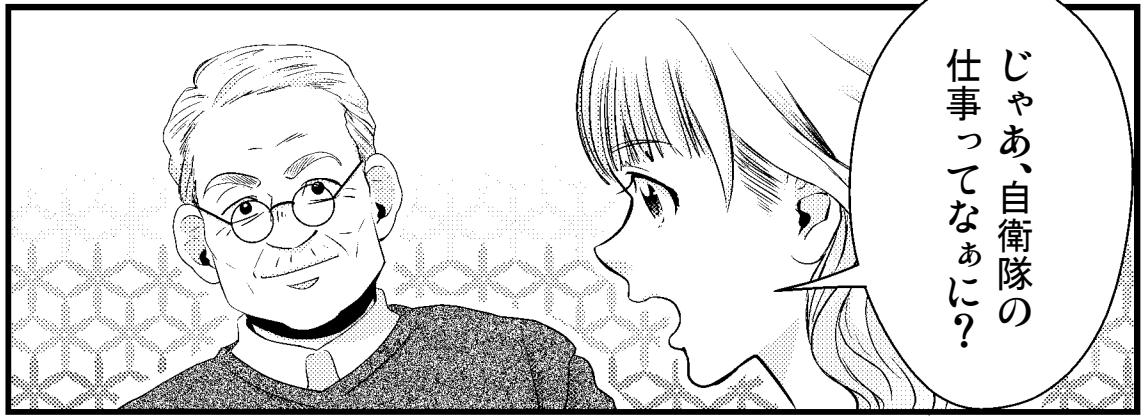
昭和27年 4月26日 (1952) ● 海上警備隊を発足

8月1日 ● 海上警備隊を警備隊へ改組

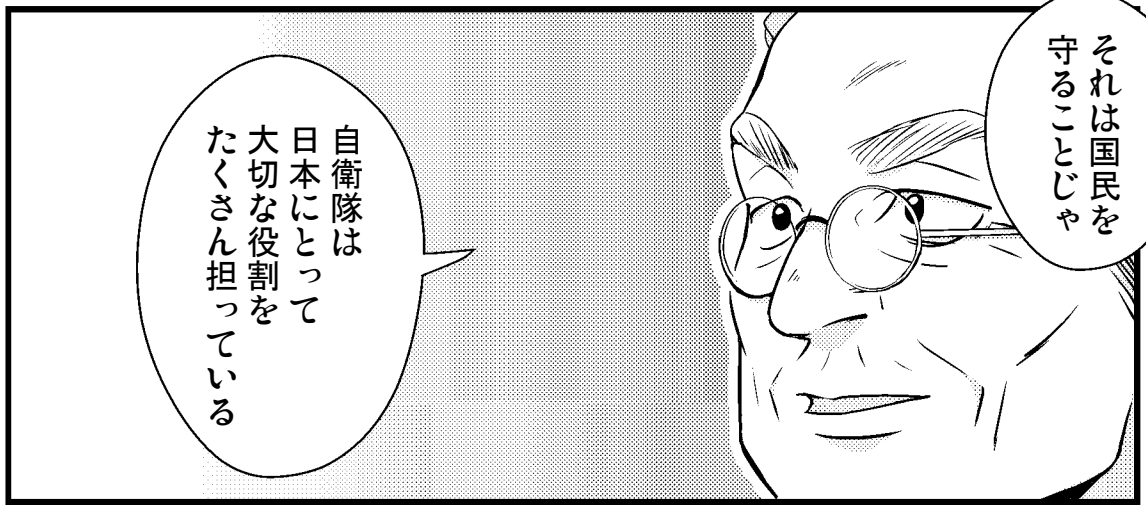
10月15日 ● 警察予備隊を保安隊へ改組

昭和29年 7月1日 (1954) ● 防衛庁の設置
陸・海・空自衛隊を発足





じゃあ、自衛隊の
仕事ってなあに？



それは国民を
守ることじゃ

自衛隊は
日本にとって
大切な役割を
たくさん担っている



身近なところから
始めよう

日本は地震大国じゃけど
そういうときに自衛隊が
助けに来てくれるじゃろ

あ！
テレビやネットで
自衛隊の救助活動を
見たわ！



平成23年3月11日の
(2011)
東日本大震災

死者は約2万人
負傷者は約6200人
行方不明者は約2500人
全・半壊家屋は約40万戸

参照：緊急災害対策本部発表 平成31年3月



わしはそのとき
たまたま仕事で
そっちにいたから
そのときは
よく覚えている



自衛隊は
被災者のために

様々な支援を行った

他にも平成7年1月17日の
阪神・淡路大震災
(1995)

平成28年4月14日の
(2016)
熊本地震…などなど

活動内容は
こんな感じじゃ

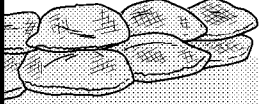
被災者の捜索・救助



医療



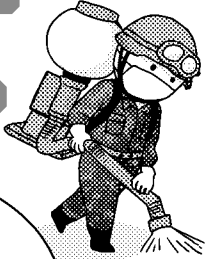
水防



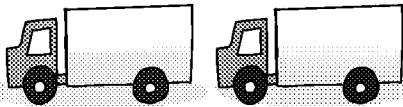
給水



防疫



人員や物資の輸送

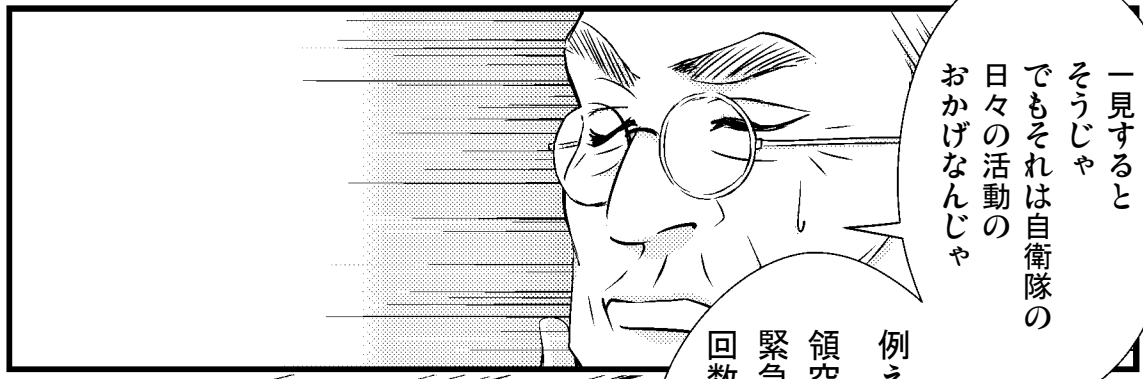


災害支援って
具体的には
どんなことを
するの？

自衛隊って
本当にすごい
人たちね

さらに
世界の脅威からも
日本を守っている

戦後の日本は
平和にみえるけど…



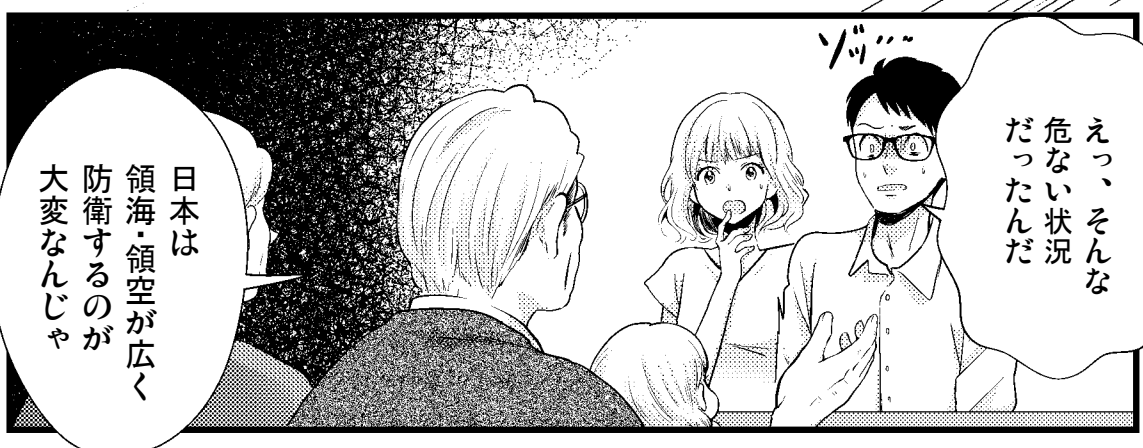
一見すると
そうじゃ
でもそれは自衛隊の
日々の活動の
おかげなんじゃ

例えば、平成28年度
(2016)
領空侵犯に備えるための
緊急発進(スクランブル)の
回数は



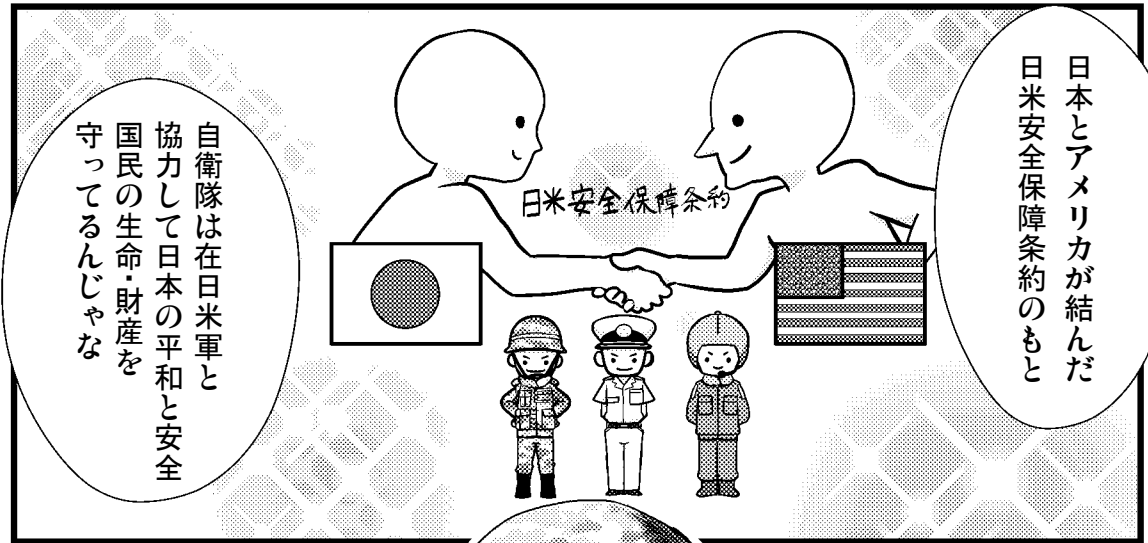
1168回であり
過去最多となったんじゃ

参照：平成30年版防衛白書



えっ、そんな
危ない状況
だったんだ

日本は
領海・領空が広く
防衛するのが
大変なんじゃ



日本とアメリカが結んだ
日米安全保障条約のもと

自衛隊は在日米軍と
協力して日本の平和と安全
国民の生命・財産を
守ってるんじゃない



平成27年9月には
(2015)
平和安全法制が成立

国民の約9割は
自衛隊に良い印象を
持っているし

今の国民には自衛隊は
必要不可欠なことじゃ

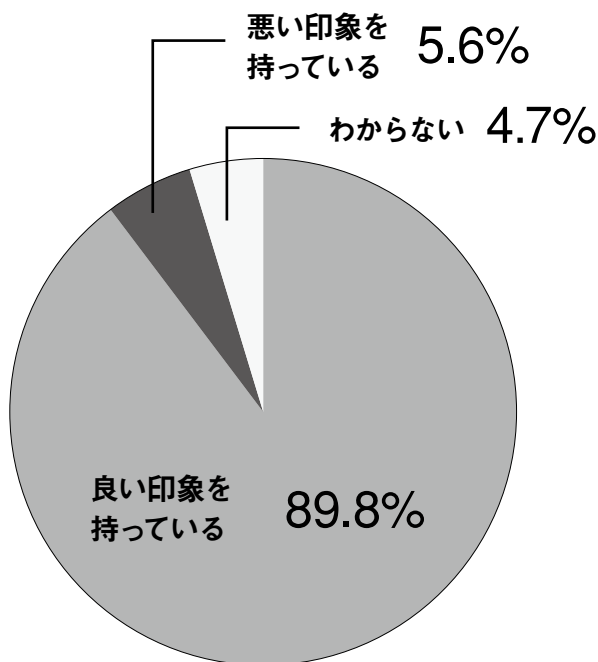
自衛隊に対する印象（世論調査）

Q

全般的に見てあなたは自衛隊に対して良い印象を持っていますか、それとも悪い印象を持っていますか。この中から1つだけお答えください。

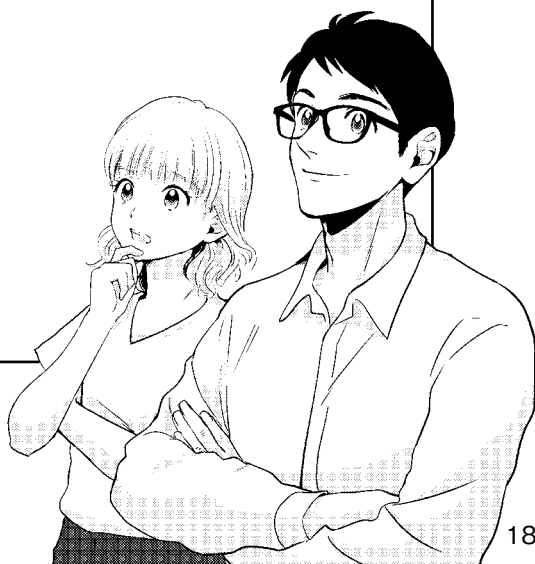
A

良い印象を持っている（小計）	89.8%
良い印象を持っている	36.7%
どちらかといえば良い印象を持っている	53.0%
悪い印象を持っている（小計）	5.6%
どちらかといえば悪い印象を持っている	4.9%
悪い印象を持っている	0.7%

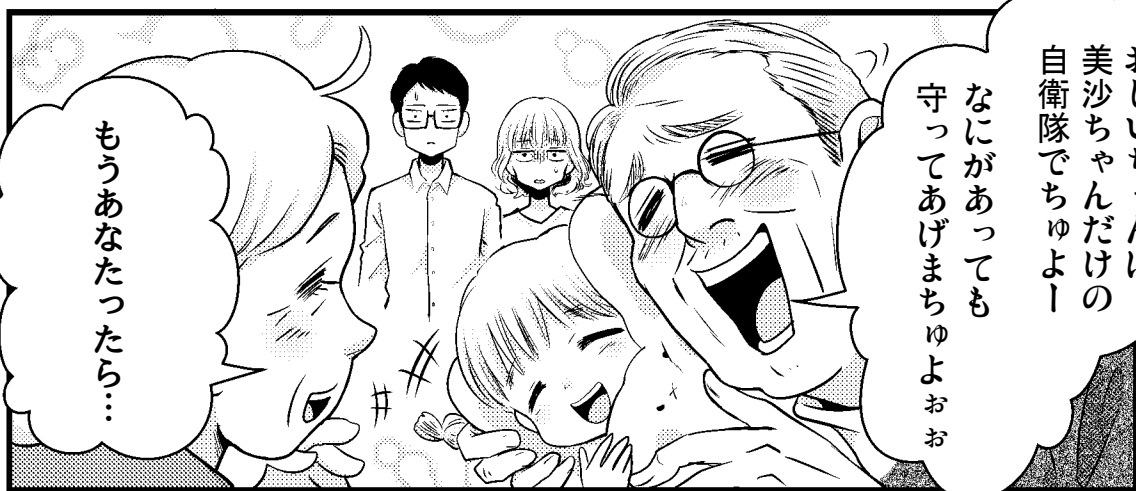


※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。

参照：平成30年3月 内閣府政府広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」



憲法では自衛隊をどう認めているの？



おじいちゃんは
美沙ちゃんだけの
自衛隊でちゅよー

ながあっても
守ってあげまぢゅよおお

もうあなたったら…



でもこの70年近くの間
日本国憲法はどうやって
自衛隊の存在を
認めてきたの？

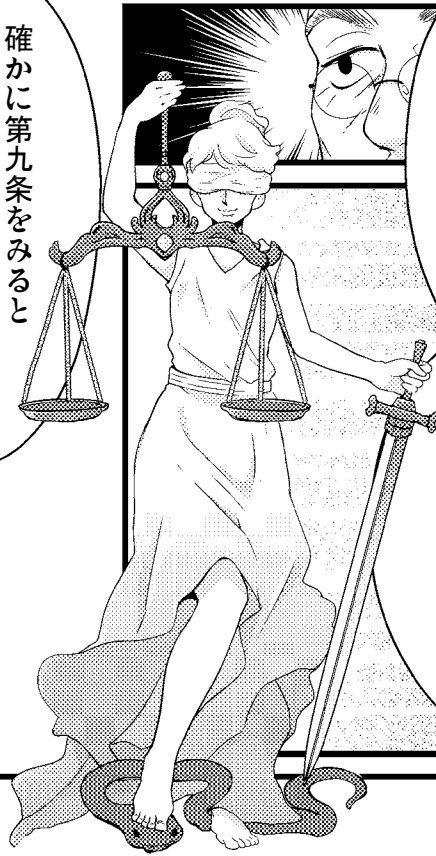


まあとりあえず
自衛隊ができたなりゆきや
活躍してきたことは
分かったわ

それは
もっともな
疑問じゃ

法全般にいえる
ことなんだが
法解釈というものは
バランスが重要なんじゃ

確かに第九条をみると
「武力の行使」やそのための
「戦力の保持」を一切禁じている
ように見えるんじゃが



第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際

平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武
力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決
する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦
力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを
認めない。

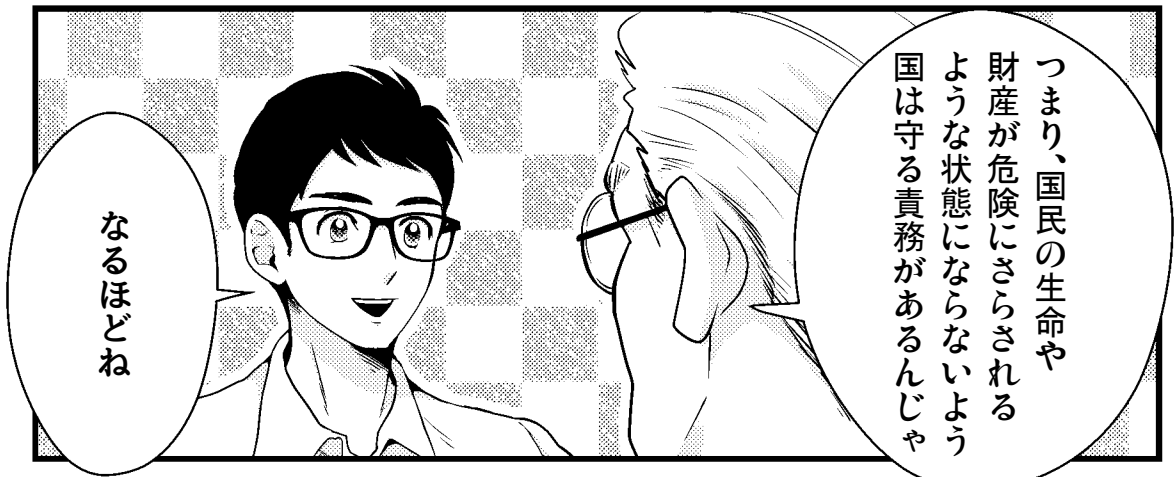
前文（抄）

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から
免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認
する。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、
自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公
共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

他方では前文で
「国民の平和的生存権」が、
また第十三条では
「国民の生命・自由・幸福追求権」が
書かれている





なるほどね

つまり、国民の生命や財産が危険にさらされるような状態にならないよう国は守る責務があるんじゃない

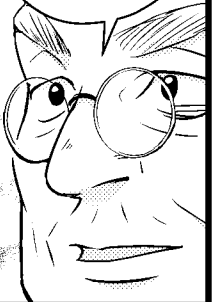


外国から攻められたとき国民を守ることはできるか？



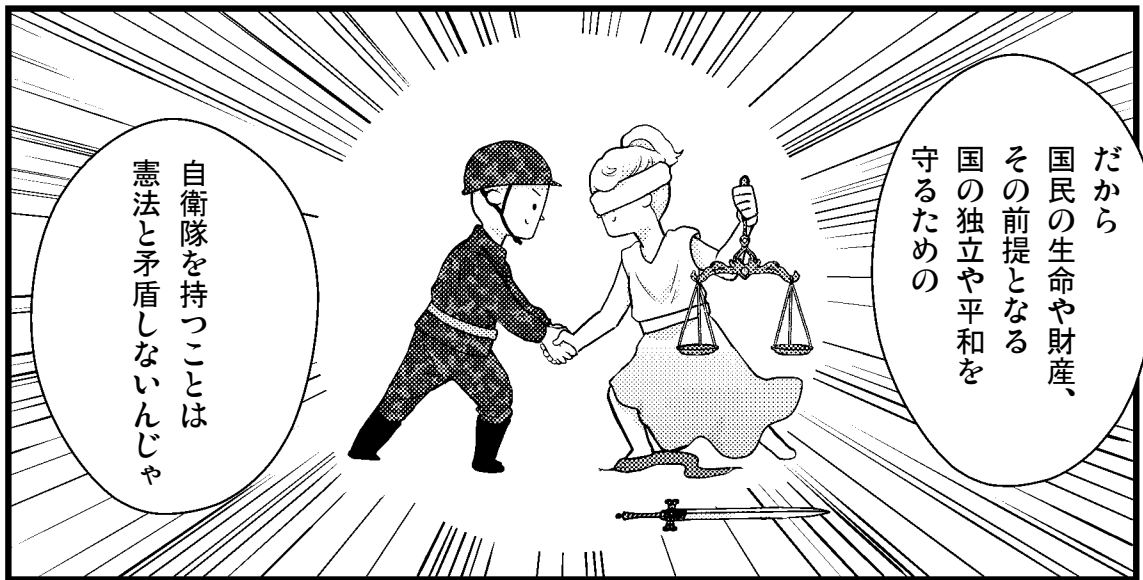
なんの外壁もない野ざらしの状態だったらどうじゃ？

もし私たちが自由を訴えて幸せになりたいと願っても



当たり前といえる

無防備では国民を守ることができないのは



だから
国民の生命や財産、
その前提となる
国の独立や平和を
守るための

自衛隊を持つことは
憲法と矛盾しないんじゃ



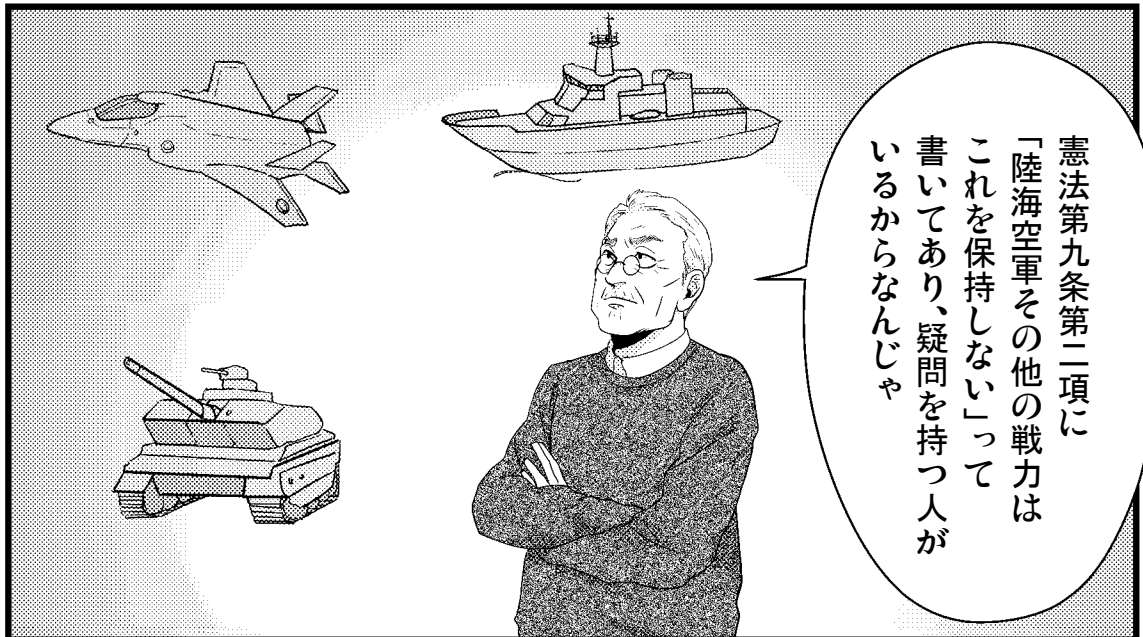
それは、憲法に
自衛隊が書かれて
いないばかりか



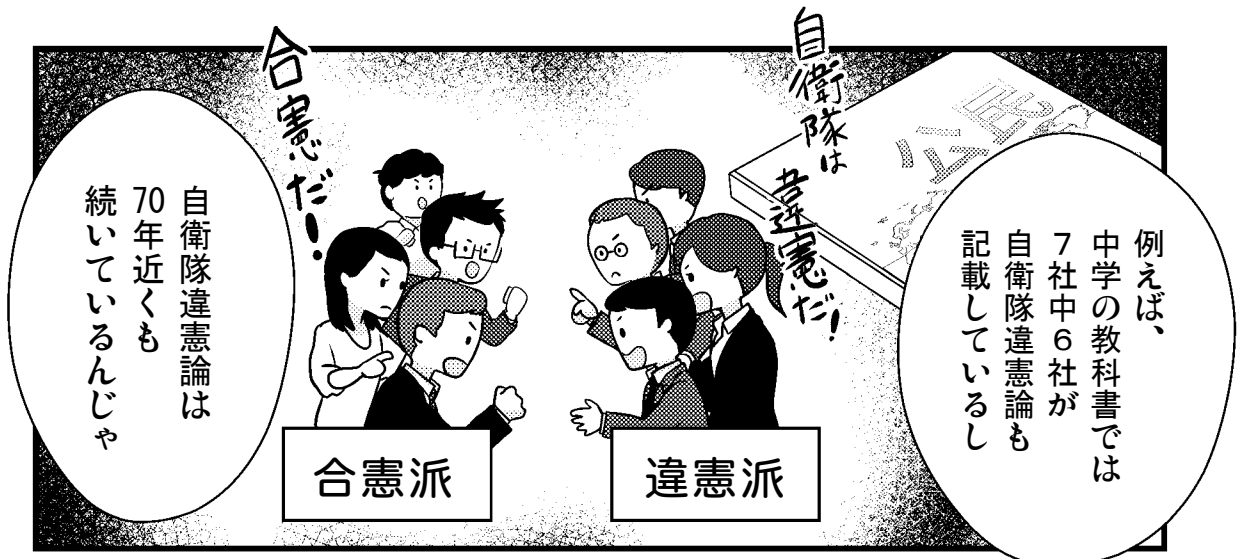
ん？あれ？

じゃあどうして
自衛隊を明記する
ことって

こんなに大ごと
になっているんだっけ？



憲法第九条第二項に
「陸海空軍その他の戦力は
これを保持しない」って
書いてあり、疑問を持つ人が
いるからなんじゃ



自衛隊違憲論は
70年近くも
続いているんじゃない

合憲派だ!

自衛隊は
違憲だ!

例えば、
中学の教科書では
7社中6社が
自衛隊違憲論も
記載しているし

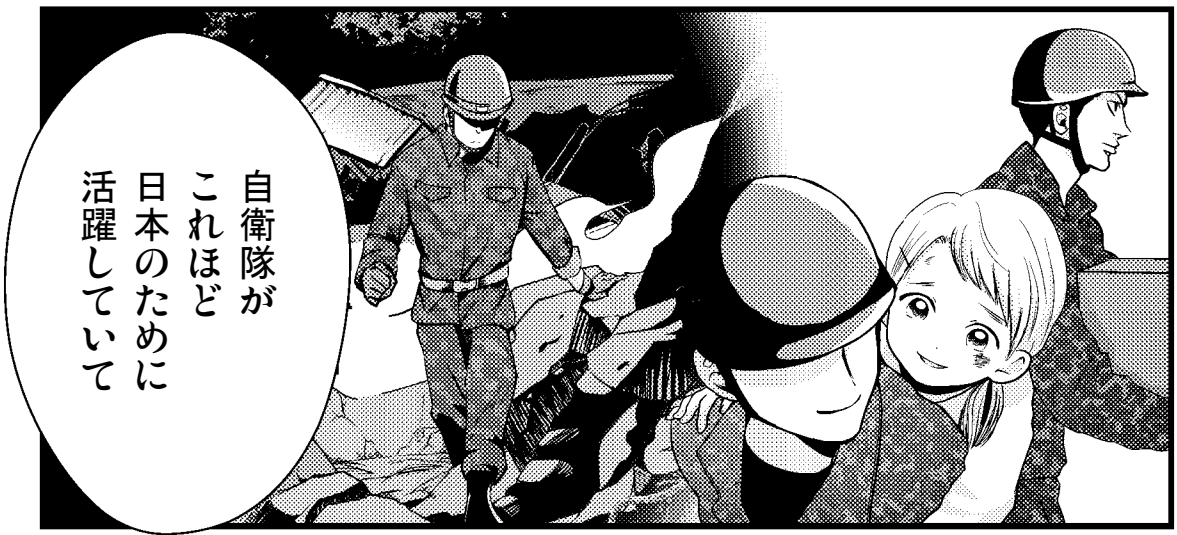
合憲派

違憲派

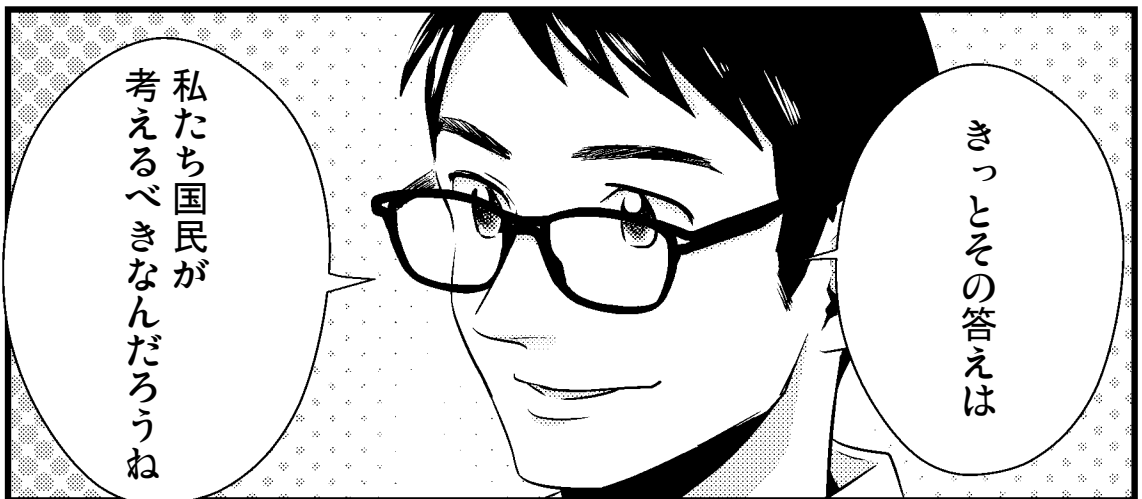
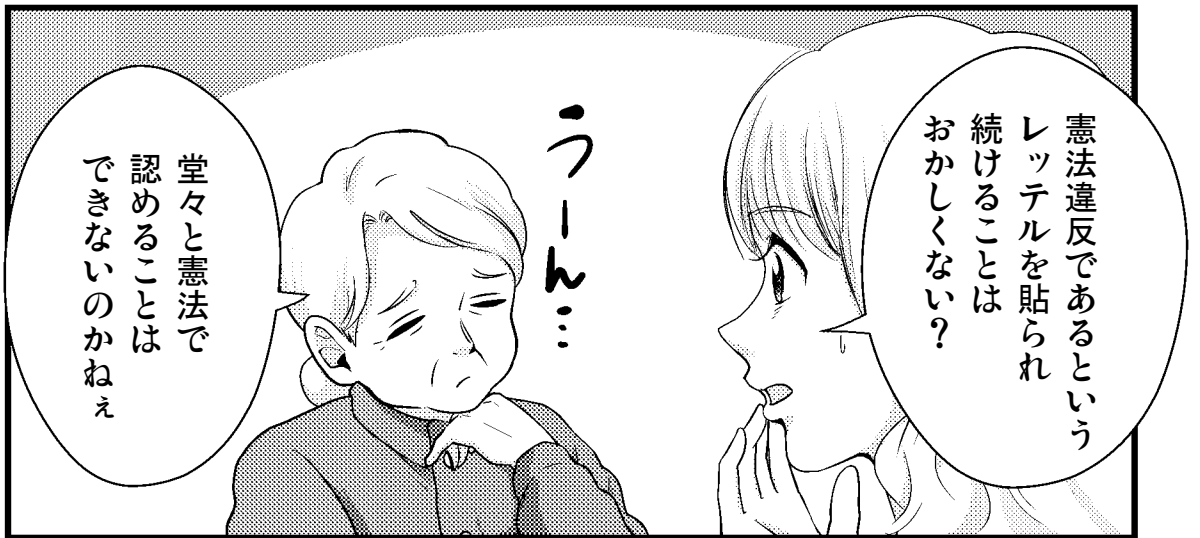


誰が見ても
明確に分かるようには
なっていない

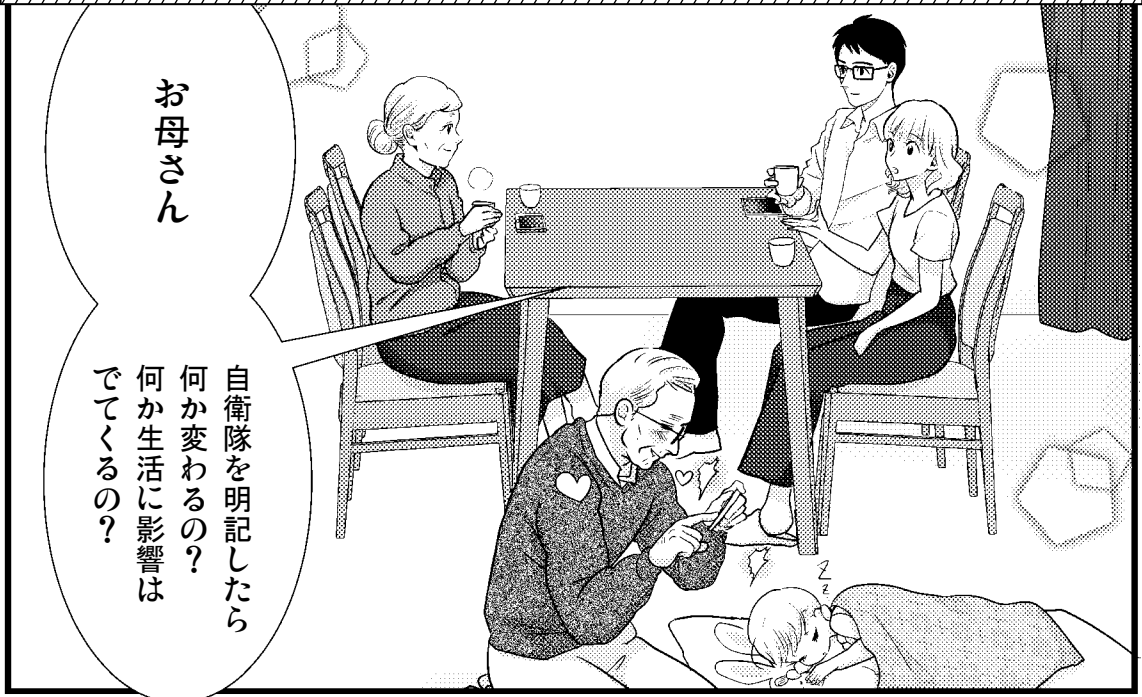
今の憲法の条文では、
自衛隊の存在が憲法に
違反しないということが



自衛隊が
これほど
日本のために
活躍していて



憲法に自衛隊をどう明記するの？



それはないわよ

日本国憲法の 3つの基本原理

基本的人権の尊重

平和主義

国民主権

戦争放棄を定めた
憲法の平和主義は
絶対に変えることは
ないもの

自衛隊明記は
自衛権行使の範囲を
全く変えるものではなく

専守防衛はこれまでと
同じなのよ

そういえば
自民党は自衛隊に
ついて何か
出していたわよね

それってどんな
内容だっけ？



自民党は
条文イメージ
(たたき台素案)を
示しているよ

第九条第一項、
第二項は
そのまま

自衛隊を明記する
新しい条文を入れる案
なんだ

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際
平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武
力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決
する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦
力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを
認めない。

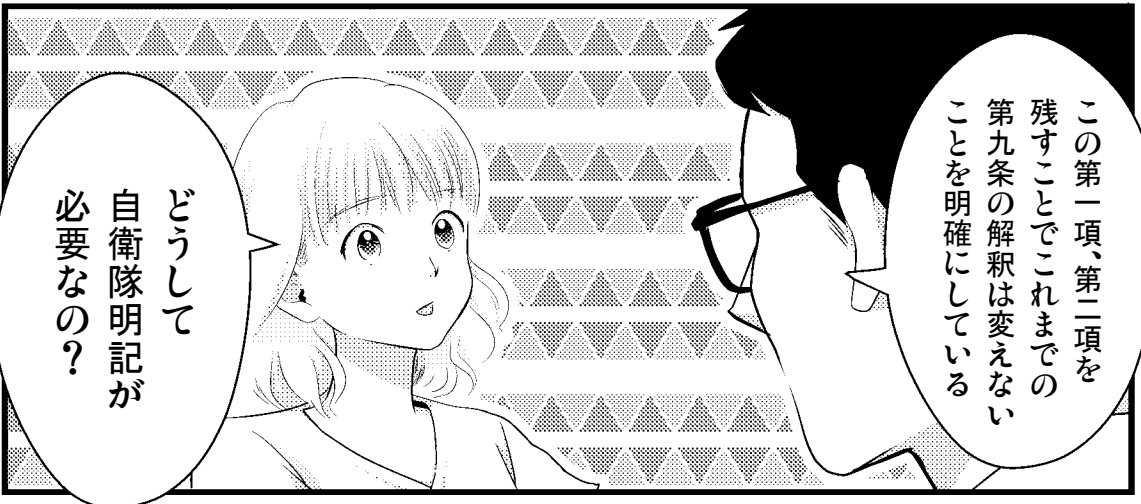
第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を
守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛
の措置をとることを妨げず、そのための実力組織
として、法律の定めるところにより、内閣の首長
たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛
隊を保持する。

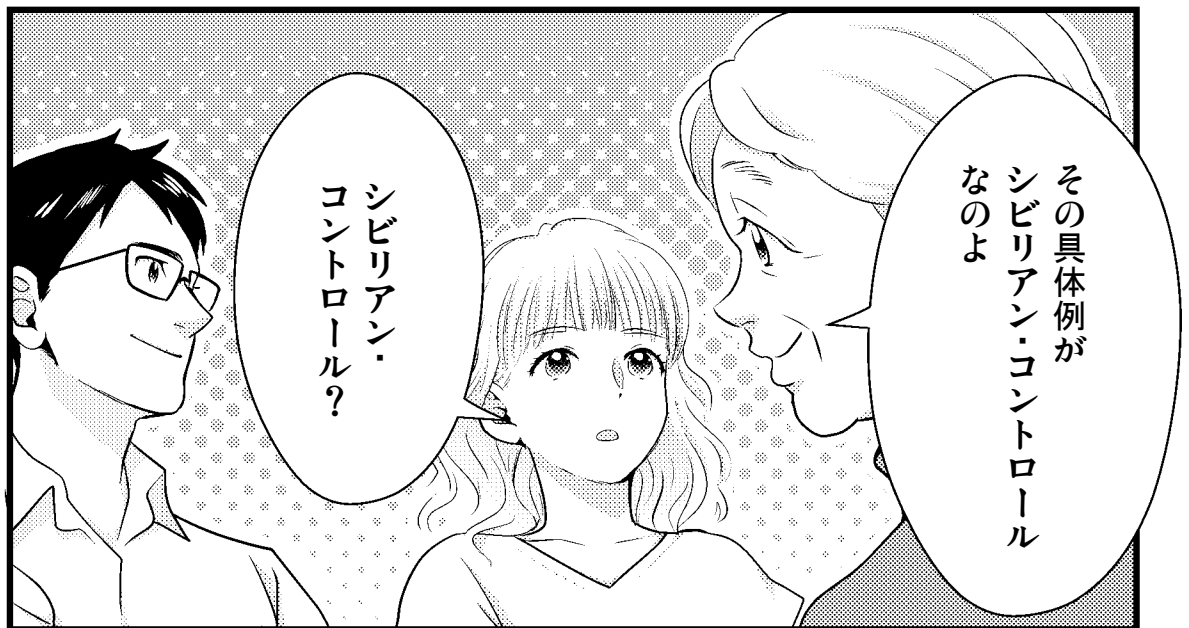
② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、
国会の承認その他の統制に服する。



この第一項、第二項を
残すことでこれまでの
第九条の解釈は変えない
ことを明確にしている

どうして
自衛隊明記が
必要なの？



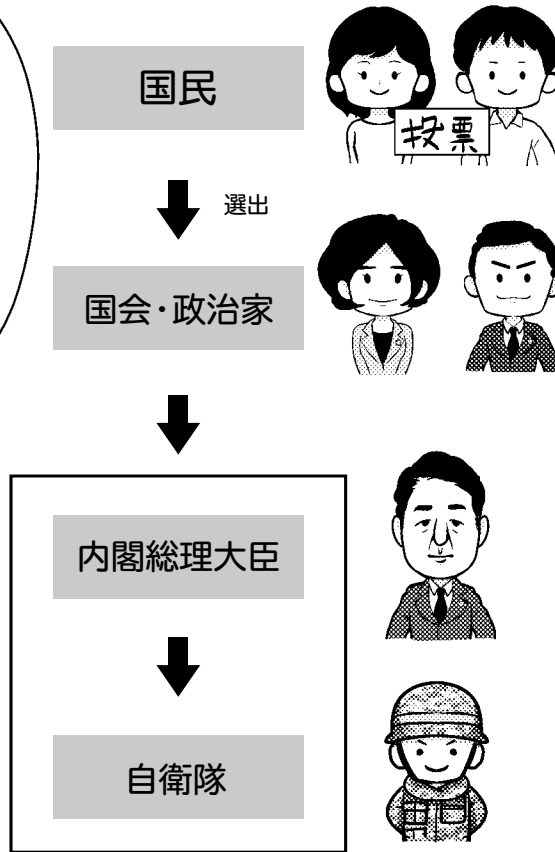


シビリアン・コントロール
つまり文民統制で

自衛隊は文民である
政治家が管理する
ということ

そして、その政治家を
選ぶのは国民による選挙

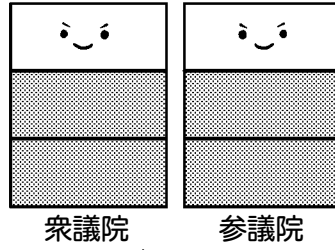
つまり国民が管理する
ということにつながるよ



条文イメージは
内閣及び国会による
統制を明記することで

このシビリアン・
コントロールが明確に
なって強化されるのさ

3分の2以上の賛成

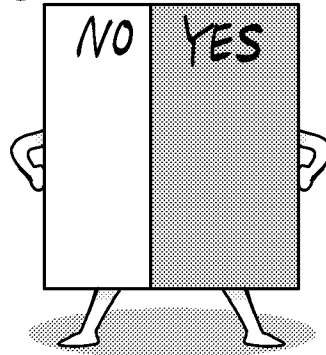
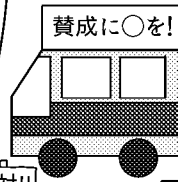
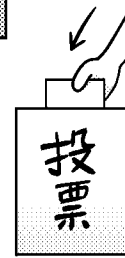


衆議院

参議院

衆議院・参議院の両院の
2/3以上の賛成で
憲法改正の発議ができて

ちなみに日本で
憲法を改正するには



国民投票の過半数の
賛成で憲法改正

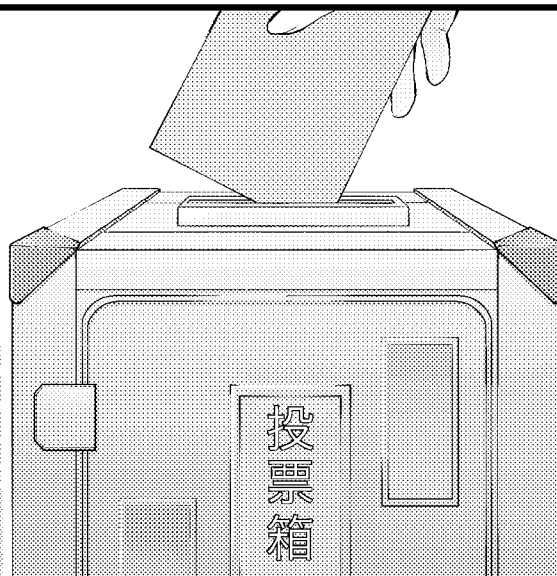
そのあと国民投票で
過半数の賛成が
必要なんだよ

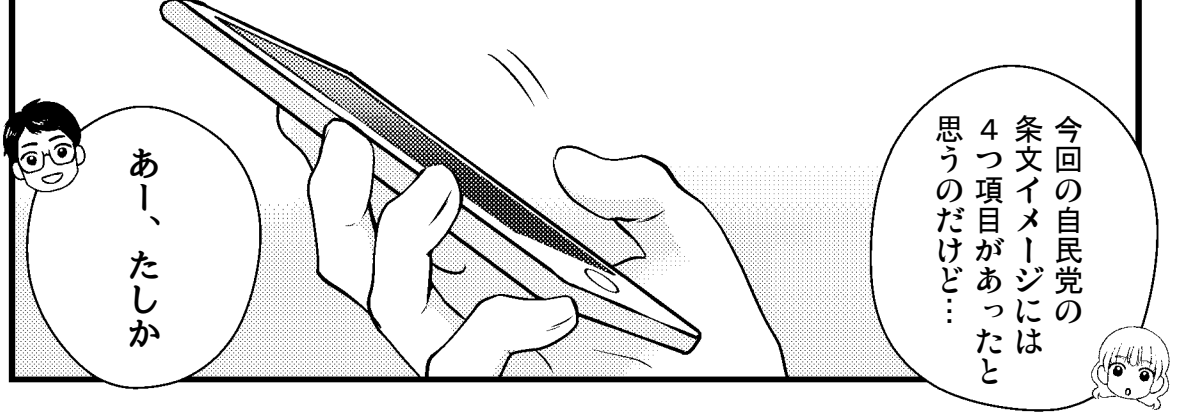
たくさん手順が
あるのね

大切なこと
だからね

憲法改正には
国民投票がある

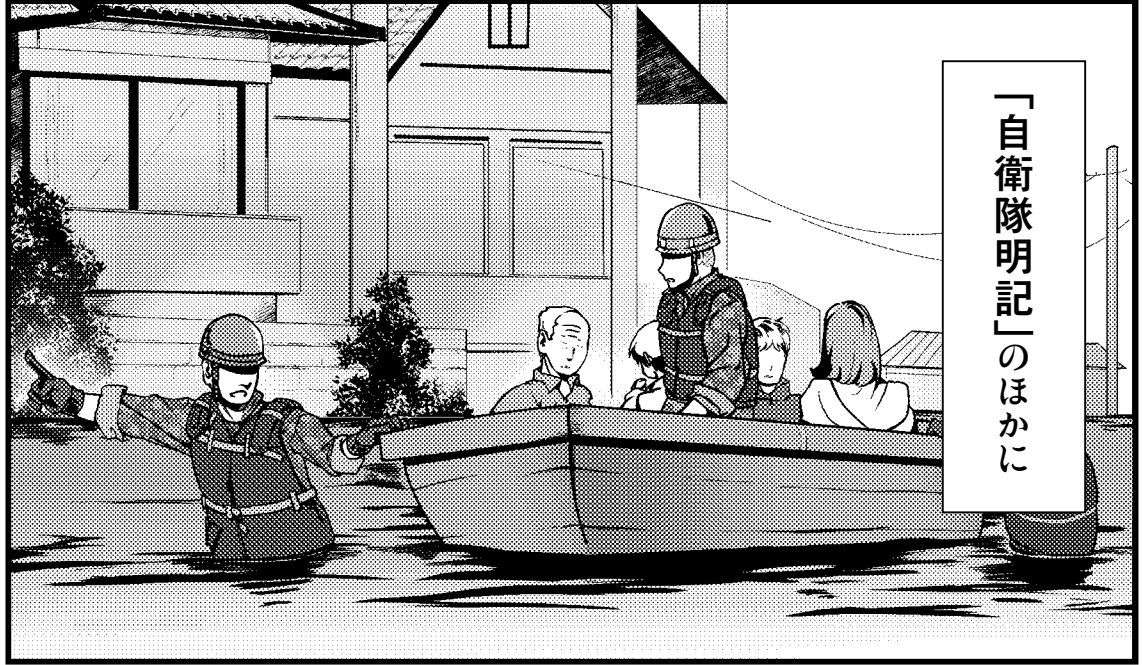
私たちも
しっかり考えないと





あー、たしか

今回の自民党の
条文イメージには
4つ項目があったと
思うのだけど…



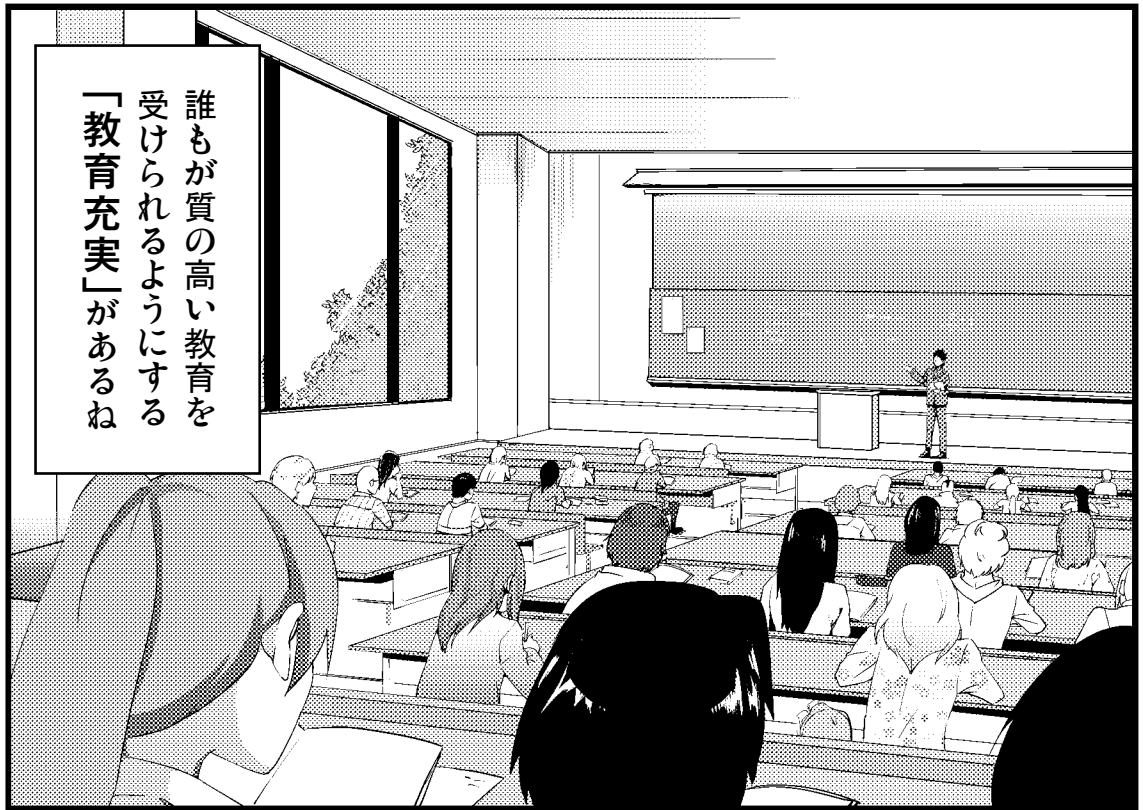
「自衛隊明記」のほかに




巨大地震などの災害の際に
迅速な対応ができるようにする
「緊急事態対応」



人口減少と
東京一極集中が進む中
地方の声を反映されやすくする
「合区解消・地方公共団体」



誰もが質の高い教育を
受けられるようにする
「教育充実」があるね



70年以上
変わらないままの
国のありかたについて

時代に応じ
そぐわないところを
変えていくのは
国としては当たり前前の
ことだと思う

70年以上前に選挙権を
持った20歳だった人は
今はもう90歳を
超えているもの

しかも、今や選挙権は
18歳以上になったものね

そして新しい
令和時代の幕開け

令和

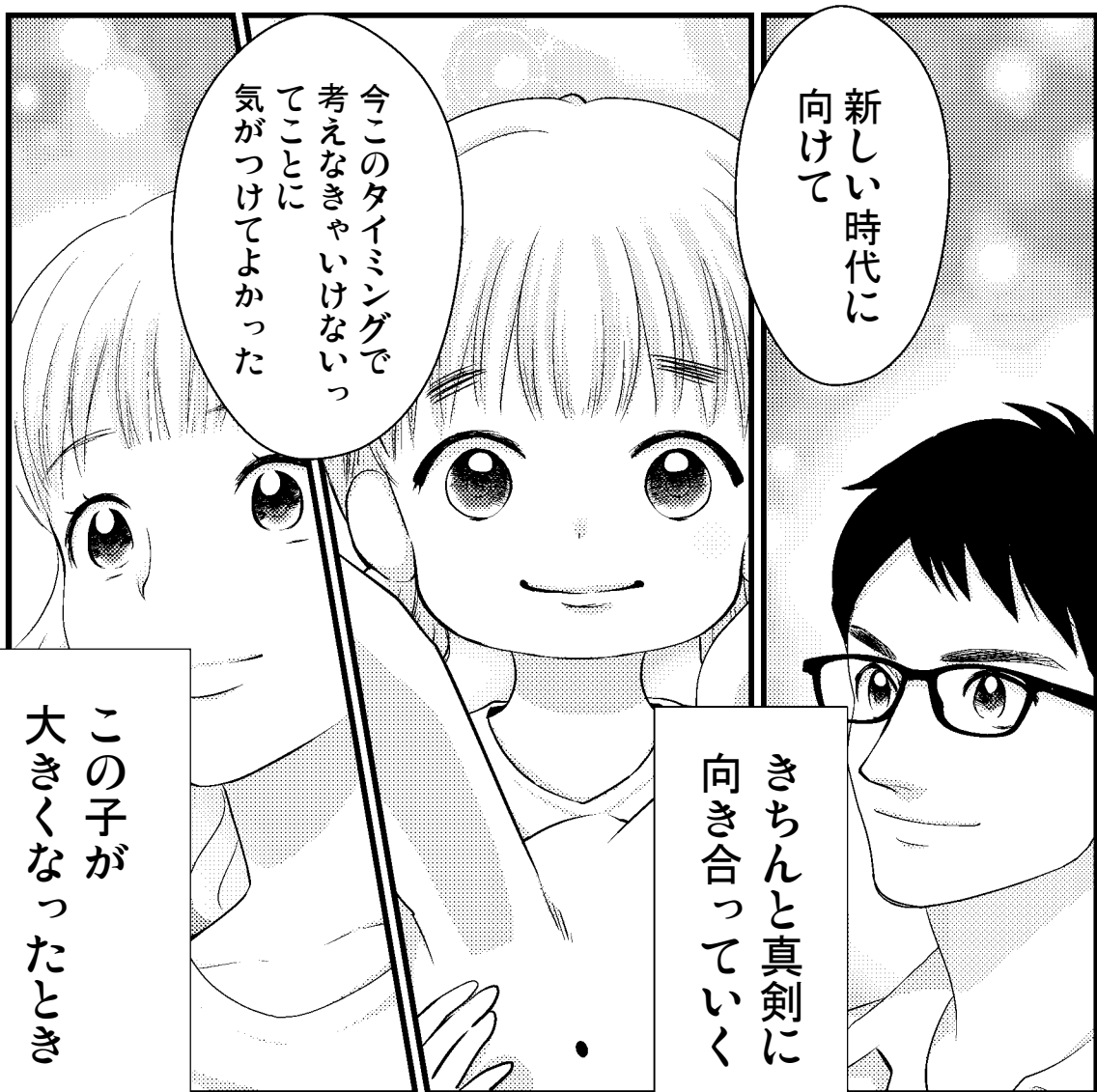
今、
国民の私たちが
どうすべきか
考えていけないと
いけないよね

令和元年5月1日
(2019)



憲法改正とか
自衛隊明記って聞くと
身構えてしまったけど

News
きょうから「令和」



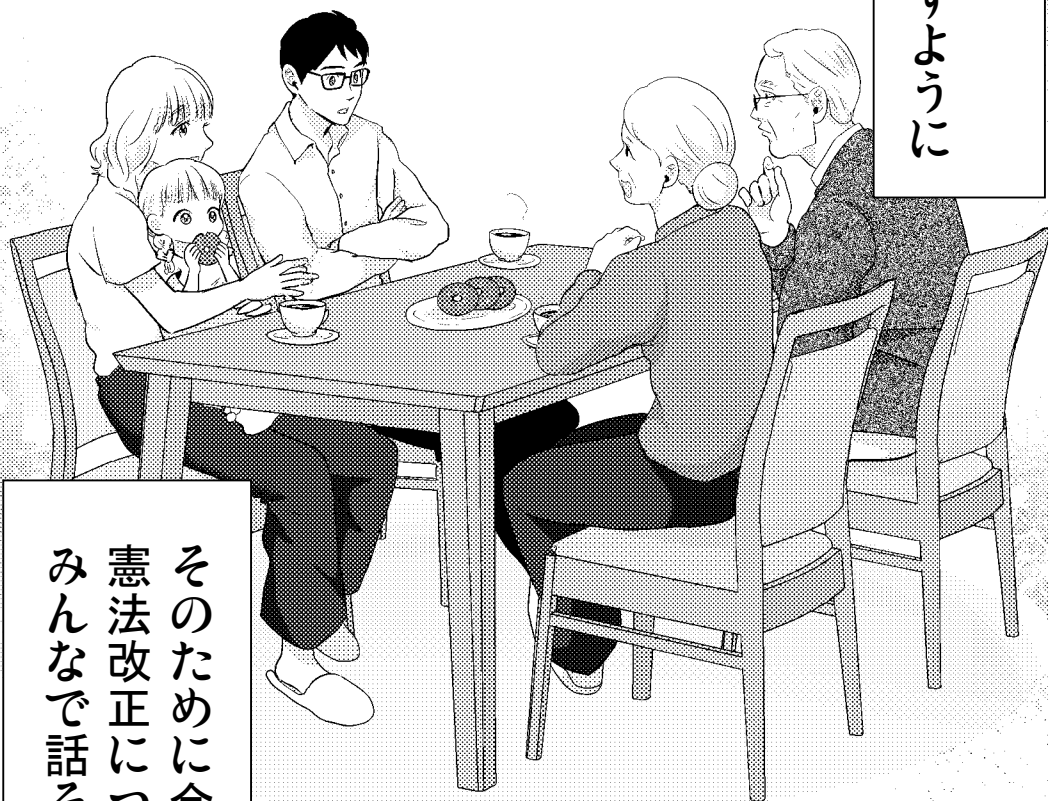
新しい時代に
向けて

今このタイミングで
考えなきゃいけないっ
てことに
気がつけてよかった

きちんと真剣に
向き合っていく

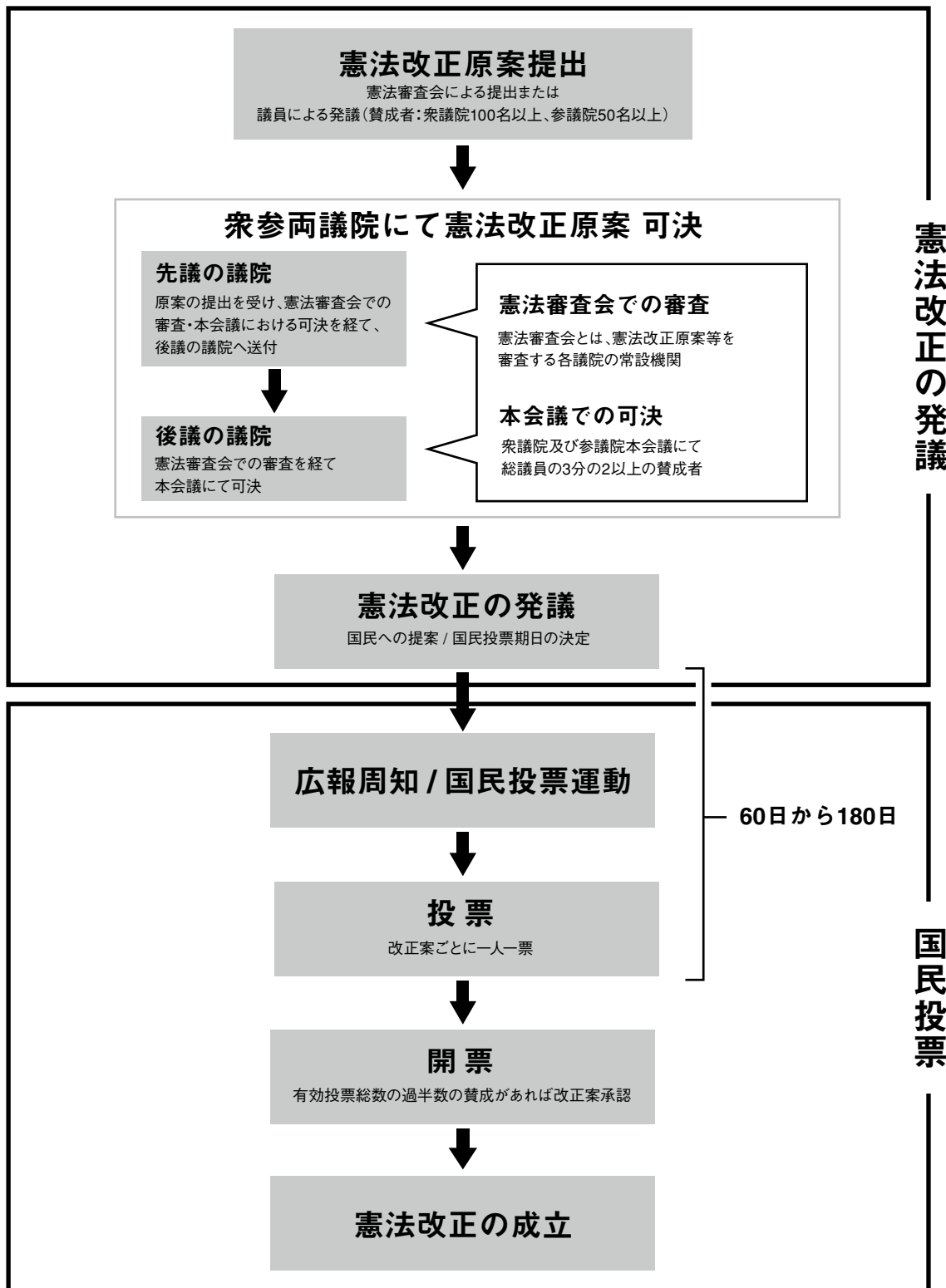
この子が
大きくなったとき

世界に誇れる
平和な日本であり続けますように



そのために今こそ
憲法改正について
みんなで話そう！

憲法改正の流れ



参考:総務省HPをもとに作成

マンガでよく分かる
～憲法のおはなし～
自衛隊明記ってなあに？

自由民主党憲法改正推進本部

初版 令和元年6月発行
(2019)

本パンフレットの内容の一部又は全部を無断転載することは固くお断りします。



自民党

政策パンフレット

このパンフレットは、政党の政治活動用のものであり、選挙期間中でも配布できます。